

## 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

一方、子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供への支援、慢性的な疾病を抱える子供への支援についても、ニーズに応じた適切な取組が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

### 【1 子供の貧困対策の推進】

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。

### 【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるといった機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

### 【3 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を進めます。
- 虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

#### 【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。
- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭に確実に支援が届くよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発に努めます。

#### 【5 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

#### 【6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。



## 目標4 【1 子供の貧困対策の推進】

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

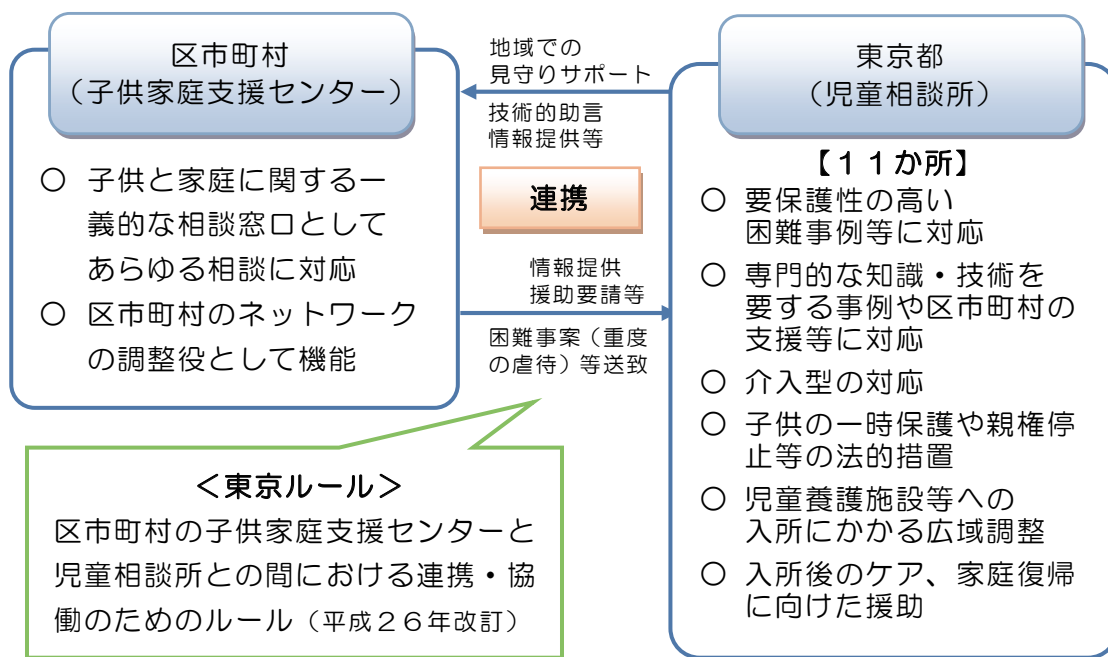
### 第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

子供の貧困に対する都の施策				
	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育扶助（基準額、教材代、学習支援等）</li> <li>生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費）</li> <li>子供の学習支援事業</li> <li>教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）</li> <li>若年者に対する公共職業訓練等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースワーカーによる生活相談・援助</li> <li>ひとり親世帯の親の高校就学支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者就労準備支援事業</li> <li>就労支援員による就労支援</li> <li>ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援</li> <li>就労活動促進費の支給</li> <li>就労自立給付金の支給</li> <li>母子家庭の母等に対する職業訓練等</li> <li>就職支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による各種扶助</li> <li>生活福祉資金の貸付</li> </ul>
被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣）等				
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の学習支援事業（再掲）</li> <li>受験生チャレンジ支援貸付</li> <li>教育費の負担軽減策</li> <li>教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲）</li> <li>子供の居場所創設事業</li> <li>子供サポート事業</li> <li>立上げ支援事業</li> <li>若年者に対する公共職業訓練等（再掲）</li> <li>校内寺子屋</li> <li>地域未来塾</li> <li>放課後子供教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立相談支援事業</li> <li>家計相談支援事業</li> <li>子供の居場所創設事業（再掲）</li> <li>子供サポート事業</li> <li>立上げ支援事業（再掲）</li> <li>子供食堂推進事業</li> <li>フードパントリー設置事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労準備支援事業</li> <li>ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲）</li> <li>母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲）</li> <li>就職支援（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>生活福祉資金の貸付（再掲）</li> </ul>
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等生活上事業（子供の生活及び学習支援（塾及び家庭教師派遣））</li> <li>母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員による相談・支援</li> <li>ひとり親家庭等生活上事業（相談支援、家計管理・生活支援講習会等）</li> <li>ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等就業・自立支援センター事業</li> <li>高等職業訓練促進給付金等事業</li> <li>高等職業訓練促進資金貸付事業</li> <li>自立支援教育訓練給付金事業</li> <li>母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の支給</li> <li>児童育成手当の支給</li> <li>母子・父子福祉資金の貸付</li> <li>女性福祉資金の貸付</li> <li>ひとり親家庭等医療費助成</li> </ul>
で生活的養護の下	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設における学習・進学支援等</li> <li>自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援強化事業</li> <li>ジョブ・トレーニング事業</li> <li>養育家庭等自立援助補助事業</li> <li>児童養護施設退所者等の就業支援事業</li> <li>児童養護施設退所者等に対するすまじ確保支援事業</li> <li>専門機能強化型児童養護施設</li> <li>乳児院の家庭養育推進事業</li> </ul>	<div style="text-align: center;">/</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等）</li> <li>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（資格取得支援費等）</li> <li>自立援助促進事業</li> </ul>
4分野における施策の調整・普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の貧困対策支援事業</li> <li>子育てサポート情報普及推進事業</li> </ul>	※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む）	

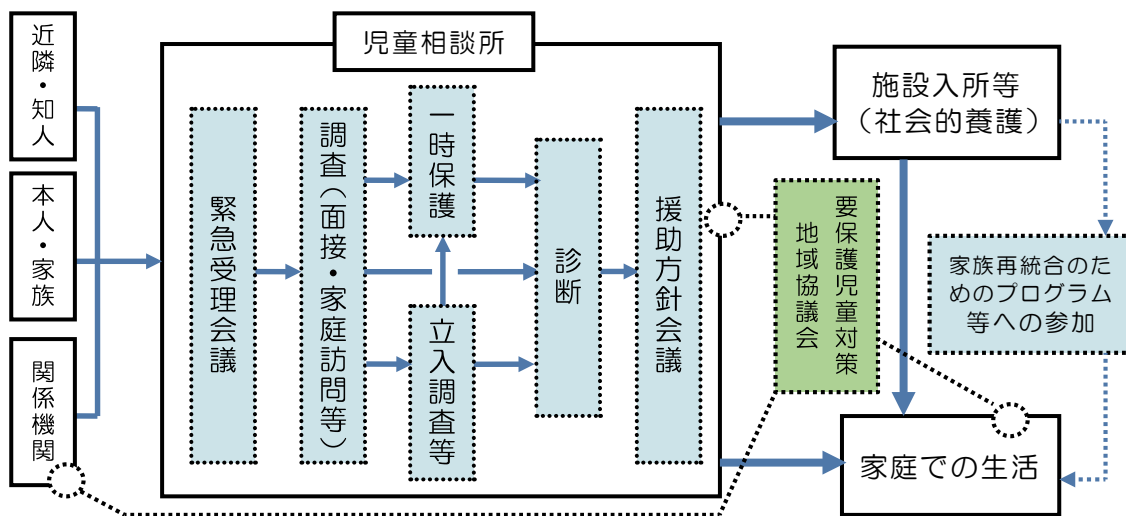
## 目標4 【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。

### 区市町村との役割分担及び連携の推進



### 児童相談所における虐待相談対応の流れ





## 目標4 【3 社会的養護体制の充実】

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組みます。

### 社会的養護の課題

- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭的養護を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

### 具体的な取組

#### 家庭的養護の推進

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭等やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していきます。

- ・養育家庭等支援の強化
- ・法人型ファミリーホーム設置促進
- ・サテライト型児童養護施設

#### 施設等の機能強化

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・専門機能強化型児童養護施設
- ・乳児院の家庭養育推進事業
- ・連携型専門ケア機能児童養護施設

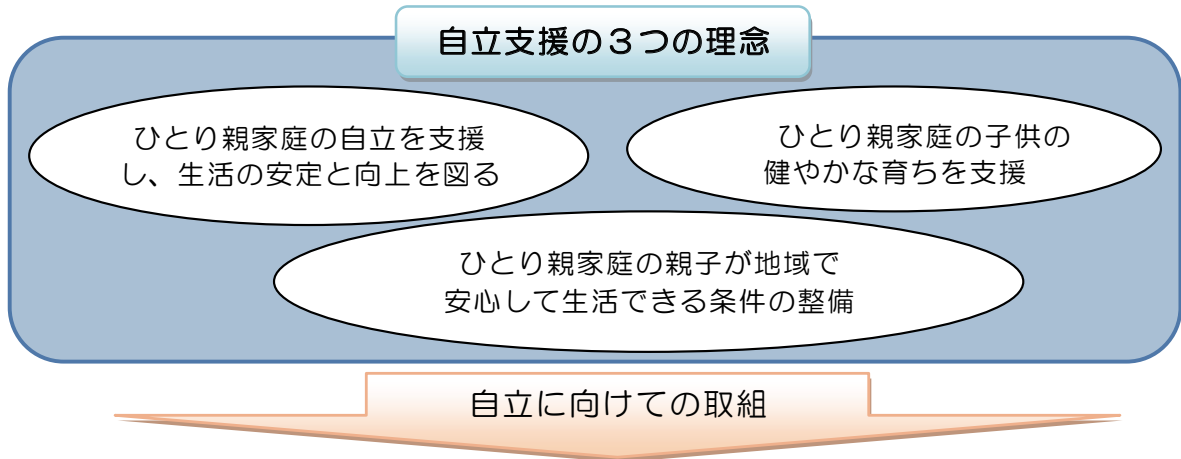
#### 継続した自立支援

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・自立支援強化事業（自立支援コーディネーターの配置）
- ・ジョブ・トレーニング事業

## 目標4 【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。



<p style="text-align: center; background-color: #8B4513; color: white; padding: 5px;"><b>相談体制の整備</b></p> <p>○ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用しやすい相談体制の整備</li> <li>・ 相談支援の質の向上</li> <li>・ 関係機関の連携・強化</li> <li>・ 養育費相談・面会交流支援の実施</li> <li>・ 必要な家庭に届けるための普及啓発</li> </ul>	<p style="text-align: center; background-color: #8B4513; color: white; padding: 5px;"><b>就業支援</b></p> <p>○ひとり親家庭のより安定した就業と収入確保のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規雇用での就業や転職など状況に応じた支援</li> <li>・ 安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施</li> <li>・ 地域の就業支援体制の強化</li> <li>・ 在宅就業の機会の確保</li> </ul>
<p style="text-align: center; background-color: #8B4513; color: white; padding: 5px;"><b>子育て支援・生活の場の整備</b></p> <p>○ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育、学童クラブ、子育て支援など様々なサービスによる支援</li> <li>・ 都営住宅優先入居による住宅確保支援</li> <li>・ 学習支援</li> <li>・ 母子生活支援施設における支援</li> </ul>	<p style="text-align: center; background-color: #8B4513; color: white; padding: 5px;"><b>経済的支援</b></p> <p>○ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給</li> <li>・ 母子及び父子福祉資金の貸付</li> <li>・ 進学のための塾費用や受験費用の貸付</li> <li>・ ひとり親家庭等への医療費の助成</li> </ul>



## 目標4 【6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け

### 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

#### 実施事業

- 相談支援事業  
療育相談支援、ピアカウンセリング等
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援  
関係機関との連絡調整  
各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ  
患者個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案等
- その他の事業

#### 地域関係機関とのネットワーク

地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施

- 地域の現状と課題の把握
- 地域資源の把握
- 課題の明確化
- 支援内容の検討



《目標4 施策の体系》

(1) 子供の貧困対策の推進

- 子供の貧困対策支援事業
- 子育てサポート情報普及推進事業
- 子供サポート事業立上げ支援事業
- フードパントリー設置事業
- 生活保護制度
- 生活福祉資金制度
- 公共職業訓練等の実施
- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援（再掲）
- 受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲）
- 被保護者自立促進事業（再掲）
- 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（再掲）
- 私立小中学校等就学支援実証事業
- 高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減
- 私立高等学校等特別奨学金
- 給付型奨学金（高等学校等）
- 高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減
- 就学奨励事業（特別支援学校）
- 育英資金事業費補助
- 子供の居場所創設事業（再掲）
- 子供食堂推進事業（再掲）
- 校内寺子屋（再掲）
- 地域未来塾
- 放課後子供教室（再掲）
- 母子・父子自立支援員による相談・支援
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ひとり親家庭等生活上事業
- 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付
- 養護児童に対する自立支援機能の強化
- 自立生活スタート支援事業
- 養育家庭等自立援助補助事業
- 児童養護施設退所者等の就業支援事業
- 児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業
- 専門機能強化型児童養護施設
- 乳児院の家庭養育推進事業
- 生活保護受給者等就労自立促進事業
- 生活困窮者自立支援制度
- 東京しごとセンター事業
- 東京都ひとり親家庭支援センター事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業）
- 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 女性福祉資金の貸付
- ひとり親家庭等医療費助成
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度
- 自立援助促進事業

(2) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

- 要支援家庭の早期発見に向けた取組（再掲）
- 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業（再掲）
- 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業（再掲）
- 子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）（再掲）
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）（再掲）
- 児童相談所の体制と取組の強化
- 医療機関における虐待対応力の強化
- 医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業
- 一時保護所における外部評価
- 一時保護所における第三者委員の導入
- 児童虐待防止の普及啓発
- 子供の権利擁護体制の強化

(3) 社会的養護体制の充実

- 家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進
- 乳児院の家庭養育推進事業（再掲）
- 新生児委託推進事業
- 児童福祉施設の整備
- サテライト型児童養護施設の設置
- 専門機能強化型児童養護施設（再掲）
- 連携型専門ケア機能モデル事業
- 児童養護施設等の人材育成
- 東京都児童自立サポート事業
- フレンドホーム事業
- 養護児童に対する自立支援機能の強化（再掲）
- 自立生活スタート支援事業（再掲）
- 養育家庭等自立援助補助事業（再掲）
- 児童養護施設退所者等の就業支援事業（再掲）
- 児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業（再掲）
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（再掲）
- 被措置児童等虐待の防止・対応強化

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 東京都ひとり親家庭支援センター事業（再掲）
- 母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）
- ひとり親家庭等生活向上事業（再掲）
- 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
- 在宅就業推進事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）
- 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業（再掲）
- 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業（再掲）
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（再掲）
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業（再掲）
- ひとり親家庭への相談窓口強化事業
- 東京しごとセンター事業（再掲）
- 公共職業訓練の実施（再掲）
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（再掲）
- ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 ※平成27年度終了
- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援（再掲）
- 受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲）
- 被保護者自立促進事業（再掲）
- 都営住宅の優先入居
- 母子生活支援施設等の支援力の向上
- 施設に入所する子供の自立支援の充実
- 母子生活支援施設等の施設整備
- 母子緊急一時保護事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）
- 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付（再掲）
- ひとり親家庭等医療費助成（再掲）
- 自立援助促進事業（再掲）
- 自立生活スタート支援事業（再掲）
- 若年被害女性等支援モデル事業

(5) 障害児施策の充実

- 短期入所事業の充実
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 児童発達支援センターの設置促進
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進
- 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進
- 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業
- 相談支援従事者研修
- 発達障害児等への支援の充実
- 障害児等療育支援事業
- 重症心身障害児（者）への支援の充実 ※NO.245、247、248に再編
- 重症心身障害児等在宅療育支援事業
- 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業
- 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）
- 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）
- 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業
- 医療的ケア児に対する支援のための体制整備
- 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業
- 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業
- 肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実
- 医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充〈専用通学車両の運行〉
- 特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発
- 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発
- 知的障害特別支援学校における職業教育の充実
- 民間活力との連携による就労支援
- 特別支援学校のセンター的機能の発揮
- 公立学校における発達障害教育の推進
- 小・中学校における特別支援教育の普及・啓発
- 高等学校における特別支援教育の普及・啓発
- 特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発
- 特別支援教育の理解・啓発
- 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
- 子供の読書活動の推進（再掲）
- 特別支援教育を行う私立学校への助成

(6) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

## 目標4「特に支援を必要とする子供や家庭への 支援の充実」の事業一覧

### (1) 子供の貧困対策の推進

◆…中間見直しにおいて追加した事業  
☆…2020実行プラン事業

168	◆☆子供の貧困対策支援事業	福祉保健局
生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。		
169	◆☆子育てサポート情報普及推進事業	福祉保健局
生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。		
170	◆☆子供サポート事業立上げ支援事業	福祉保健局
貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援する。		
171	◆☆フードパントリー設置事業	福祉保健局
住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うと同時に、生活困窮者から生活の状況や困りごと等を聴くことで、適切な相談支援機関等に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。		
172	◆生活保護制度	福祉保健局
<p>国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育扶助（基準額、教材代、学習支援費等）</li> <li>・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費等）</li> <li>・就労自立給付金、就労活動促進費の支給</li> <li>・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施</li> <li>・ケースワーカーによる生活相談・援助</li> </ul>		
173	◆生活福祉資金制度	福祉保健局
低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。		
174	公共職業訓練等の実施	産業労働局
職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。		
再掲	☆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
（*NO.158参照）		
再掲	☆受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
（*NO.159参照）		
再掲	被保護者自立促進事業	福祉保健局
（*NO.160参照）		
再掲	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局
（*NO.69参照）		

175	◆私立小中学校等就学支援実証事業	生活文化局
<p>国の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」を受け、都内の私立小中学校等に通う児童生徒の保護者に対する授業料負担軽減事業を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を実施。</p>		
176	◆高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁 生活文化局 総務局
<p>高等学校等に通う一定の収入額未達の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。</p>		
177	◆☆私立高等学校等特別奨学金	生活文化局
<p>私立高等学校への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、修学を容易にする。</p>		
178	◆給付型奨学金（高等学校等）	教育庁 総務局
<p>家庭の経済状況が教育の格差につながることをないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校や特別支援学校（高等部）の生徒や都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。</p>		
179	◆高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	生活文化局 教育庁 総務局
<p>高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。</p>		
180	◆就学奨励事業（特別支援学校）	教育庁
<p>都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。</p>		
181	◆育英資金事業費補助	生活文化局
<p>高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。</p>		
再掲	◆☆子供の居場所創設事業	福祉保健局
<p>（*NO.49参照）</p>		
再掲	◆☆子供食堂推進事業	福祉保健局
<p>（*NO.50参照）</p>		
再掲	◆校内寺子屋	教育庁
<p>（*NO.117参照）</p>		
182	◆地域未来塾	教育庁
<p>経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。</p>		
再掲	☆放課後子供教室	教育庁
<p>（*NO.167参照）</p>		
183	◆母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉保健局
<p>ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。</p>		

184	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局
ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。		
185	☆ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局
ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。		
■事業目標（31年度） 62区市町村（子供の生活・学習支援事業又はNO.158「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」の実施）		
186	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。</li> <li>○ ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学（母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付）、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類。子の修学資金の他、親の高校修学資金も対象。</li> </ul>		
187	☆養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う（自立支援強化事業）。</li> <li>○ 児童に対する学習支援（塾への通塾費用）の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る（児童養護施設における学習・進学支援等）。</li> <li>○ 児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する（ジョブ・トレーニング事業）。</li> <li>○ 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供する。</li> <li>○ 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る。</li> <li>○ 措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給する（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）。</li> </ul>		
188	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。		
189	◆養育家庭等自立援助補助事業	福祉保健局
養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、元里子からの生活相談対応などの自立に向けた援助に取り組む養育家庭等を支援する。		
190	◆児童養護施設退所者等の就業支援事業	福祉保健局
職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が動きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図る。		
191	◆☆児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業	福祉保健局
児童養護施設等を退所する児童や母子生活支援施設を退所するひとり親世帯に対し、低廉な家賃で物件を提供することを条件に、都内の空きアパート等の改修経費を補助し、すまい確保を支援する。		



192	☆専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局
<p>虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。</p> <p>■事業目標（32年度） 全民間児童養護施設（54か所）</p>		
193	◆☆乳児院の家庭養育推進事業	福祉保健局
<p>精神科医師や治療指導担当職員、個別ケア職員を配置し、被虐待児、病虚弱児、障害児等問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図る。また、里親交流支援員を配置し、家庭復帰が難しい児童に対し里親子の交流支援を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図る。</p>		
194	◆生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉保健局
<p>生活保護受給者や児童扶養手当等受給者について、福祉事務所からハローワークに就労支援の要請があった場合、ハローワークにおいて担当者制を中心に連携して福祉事務所と一体となった就労支援を行う。</p>		
195	◆生活困窮者自立支援制度	福祉保健局
<p>経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。</p> <p>(1) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・住居確保給付金の支給</li> </ul> <p>(2) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業</li> <li>・一時生活支援事業</li> <li>・家計相談支援事業</li> <li>・子供の学習支援事業（再掲：NO.158「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」）</li> </ul>		
196	東京しごとセンター事業	産業労働局
<p>東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。</p>		
197	☆東京都ひとり親家庭支援センター事業 （母子家庭等就業・自立支援センター事業）	福祉保健局
<p>○ 相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。</p> <p>○ 就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。</li> <li>・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。</li> </ul>		
198	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局
<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。</p>		
199	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局
<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。</p>		

200	◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉保健局
<p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。</p>		
201	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。</p> <p>■事業目標（31年度） 62区市町村</p>		
202	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局
<p>ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進する。</p> <p>■事業目標（31年度） 62区市町村</p>		
203	◆女性福祉資金の貸付	福祉保健局
<p>配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。</p>		
204	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局
<p>ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。</p>		
205	◆児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉保健局
<p>児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。</p>		
206	自立援助促進事業	福祉保健局
<p>児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。</p>		

## (2) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

再掲	☆要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
<p>(*NO.38参照)</p>		
再掲	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局
<p>(*NO.53参照)</p>		
再掲	◆子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業	福祉保健局
<p>(*NO.54参照)</p>		
再掲	子供家庭支援センター事業〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
<p>(*NO.40参照)</p>		
再掲	☆要支援家庭を対象としたショートステイ事業 〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
<p>(*NO.44参照)</p>		

207	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局
<p>児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図る。</p>		
208	医療機関における虐待対応力の強化	福祉保健局
<p>児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。</p>		
209	◆医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	福祉保健局
<p>児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。</p>		
210	◆☆一時保護所における外部評価	福祉保健局
<p>一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を実施する。</p>		
211	◆☆一時保護所における第三者委員の導入	福祉保健局
<p>一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の仕組みを導入します。</p>		
212	☆児童虐待防止の普及啓発	福祉保健局
<p>児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。</p>		
213	子供の権利擁護体制の強化	福祉保健局
<p>様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。</p>		

### (3) 社会的養護体制の充実

214	☆家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。</li> <li>○ 養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。</li> <li>○ 養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。</li> <li>○ 児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。</li> <li>○ 3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。</li> </ul> <p>■事業目標（31年度） ファミリーホームを42か所（うち法人型17か所）設置する。</p>		
再掲	◆☆乳児院の家庭養育推進事業	福祉保健局
<p>（*NO.193参照）</p>		
215	◆☆新生児委託推進事業	福祉保健局
<p>家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。</p>		

216	☆児童福祉施設の整備	福祉保健局
児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。		
217	☆サテライト型児童養護施設の設置	福祉保健局
施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。		
■事業目標 31年度までに3か所		
再掲	☆専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局
(*NO.192参照)		
218	☆連携型専門ケア機能モデル事業	福祉保健局
都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。		
219	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局
多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のキャリアアップを支援する。		
220	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局
児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。		
221	フレンドホーム事業	福祉保健局
児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。		
再掲	☆養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
(*NO.187参照)		
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
(*NO.188参照)		
再掲	◆養育家庭等自立援助補助事業	福祉保健局
(*NO.189参照)		
再掲	◆児童養護施設退所者等の就業支援事業	福祉保健局
(*NO.190参照)		
再掲	◆☆児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業	福祉保健局
(*NO.191参照)		
再掲	◆児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	福祉保健局
(*NO.205参照)		
222	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局
「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。		

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

再掲	☆東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉保健局
(※NO.197参照)		
223	母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修)	福祉保健局
身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。		
再掲	☆ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局
(※NO.185参照)		
224	☆配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局
<p>配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談(精神科医による相談・法律相談)</li> <li>○ 配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座</li> <li>○ 子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業</li> <li>○ 各関係機関が統一的な支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布</li> <li>○ 被害者支援民間団体への活動支援(人材育成、施設機能の強化等)</li> <li>○ 民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施</li> <li>○ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等</li> </ul>		
225	☆在宅就業推進事業	福祉保健局
在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。		
再掲	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局
(※NO.202参照)		
再掲	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局
(※NO.198参照)		
再掲	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局
(※NO.199参照)		
再掲	◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉保健局
(※NO.200参照)		
再掲	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
(※NO.201参照)		
226	ひとり親家庭への相談窓口強化事業	福祉保健局
福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。		
再掲	東京しごとセンター事業	産業労働局
(※NO.196参照)		
再掲	公共職業訓練等の実施	産業労働局
(※NO.174参照)		
再掲	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局
(※NO.184参照)		



—	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 ※平成27年度終了	福祉保健局
○	ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援する。	
○	学習支援の推進 ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業または生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進する。	
再掲	☆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
	（*NO.158参照）	
再掲	☆受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
	（*NO.159参照）	
再掲	被保護者自立促進事業	福祉保健局
	（*NO.160参照）	
227	都営住宅の優先入居	都市整備局
	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。	
228	母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉保健局
	母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。	
229	施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉保健局
	養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	
230	母子生活支援施設等の施設整備	福祉保健局
	老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。	
231	母子緊急一時保護事業〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
	緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。	
再掲	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局
	（*NO.186参照）	
再掲	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局
	（*NO.204参照）	
再掲	自立援助促進事業	福祉保健局
	（*NO.206参照）	
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
	（*NO.188参照）	
232	◆若年被害女性等支援モデル事業	福祉保健局
	暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築する。	

## (5) 障害児施策の充実

233	☆短期入所事業の充実	福祉保健局
<p>保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。</p> <p>■事業目標（32年度） 180人分の短期入所整備（障害者を含めた総数）</p>		
234	児童発達支援	福祉保健局
<p>未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。</p>		
235	放課後等デイサービス	福祉保健局
<p>就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。</p>		
236	☆児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局
<p>地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。</p> <p>■事業目標（32年度） 各区市町村に少なくとも1か所以上設置</p>		
237	◆☆保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	福祉保健局
<p>保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。</p> <p>■事業目標（32年度） 全ての区市町村において利用できる体制を構築</p>		
238	◆☆主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉保健局
<p>未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。</p> <p>■事業目標（32年度） 各区市町村に少なくとも1か所以上確保</p>		
239	◆☆主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉保健局
<p>就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。</p> <p>■事業目標（32年度） 各区市町村に少なくとも1か所以上確保</p>		
240	◆☆障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業	福祉保健局
<p>日常生活において医療的ケアが必要な障害児のうち、重症心身障害児に該当しない障害児を受け入れる障害児通所支援の確保の促進を図る。</p>		
241	相談支援従事者研修	福祉保健局
<p>障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。</p>		

242	☆発達障害児等への支援の充実	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図る。</li> <li>○ 発達障害者支援センターの運営 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</li> <li>○ペアレントメンター養成・派遣事業 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児（者）の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。</li> </ul>		
243	障害児等療育支援事業	福祉保健局
<p>在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。</li> <li>② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。</li> <li>③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</li> </ul>		
—	重症心身障害児（者）への支援の充実 ※NO.245、247、248に再編	福祉保健局
<p>在宅の重症心身障害児（者）と家族のため、以下の支援策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重症心身障害児在宅療育支援事業 訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、研修の実施等による訪問看護師の育成、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援する。</li> <li>② 短期入所事業及び通所事業における超重症児（者）・準超重症児（者）受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行う。</li> </ul>		
244	◆☆重症心身障害児等在宅療育支援事業	福祉保健局
<p>在宅重症心身障害児（者）等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）等の支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置</li> <li>② 訪問看護及び訪問健康診査</li> <li>③ 在宅療育相談</li> <li>④ 訪問看護師等育成研修</li> <li>⑤ 在宅療育支援地域連携会議の開催</li> </ul>		
245	◆☆重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	福祉保健局
<p>医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。</p>		

246	◆☆障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）	福祉保健局
ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。		
247	◆☆重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）	福祉保健局
民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。		
248	◆重症心身障害児（者）通所運営費補助事業	福祉保健局
在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。		
249	◆医療的ケア児に対する支援のための体制整備	福祉保健局
医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う連絡会を設置するとともに、地域で支援に関わる関係機関職員に対し、医療的ケアを必要とする障害児についての基本的な理解を促す研修を実施することで、在宅で生活する医療的ケアを必要とする障害児に対する支援体制を整備する。		
250	◆☆医療的ケア児訪問看護推進モデル事業	福祉保健局
訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業を実施することで、医療的ケアを必要とする障害児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。		
251	◆☆重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	福祉保健局
重症心身障害児（者）施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。		
252	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁
都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を整備している。		
253	◆医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充 〈専用通学車両の運行〉	教育庁
肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。		
254	特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発	教育庁
知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。		
255	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁
知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。		
256	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁
知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。		
257	民間活力との連携による就労支援	教育庁
特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。		
258	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁
特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。		



259	☆公立学校における発達障害教育の推進	教育庁
<p>東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入を促進する（小学校は平成30年度、中学校は平成33年度までに全校導入予定）。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、平成30年度から、都立秋留台高等学校をパイロット校として、学校内で通常の授業とは異なる、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を実施する。</p>		
260	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
<p>主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。</p>		
261	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
<p>都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。</p>		
262	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁
<p>公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。</p>		
263	特別支援教育の理解・啓発	教育庁
<p>副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。</p>		
264	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁
<p>都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。</p>		
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>（*NO.66参照）</p>		
265	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局
<p>私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。</p>		

### （6）慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

266	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉保健局
<p>慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。</p>		



コラム⑥

「とうきょう子育て応援ブック」を発行

～地域の子育て情報満載！子育ての“困った”をサポートします。～

- 東京都では、子供の年齢や困りごとの内容に合わせて、東京の子育て支援情報を掲載した「とうきょう子育て応援ブック」を平成30年2月に発行しました。
- これは、平成28年度に実施した「子供の生活実態調査」における、子育て支援の情報が保護者の方に十分に知られていなかったという結果を踏まえ、より多くの子育て家庭に都の子育て支援施策を知っていただきたく、作成・発行したものです。
- 冊子では、子育てのいろいろな“困った”をテーマ別に、どんなサービスが受けられるのかを紹介しています。
- 子育てに悩んだとき、不安になったときは、ひとりで無理をせずに、この冊子を開いて、様々な子育て支援のサービスを利用してみてください。



▲表紙のエールちゃんが目印 (A5版・32ページ)

【内容】

- ① 子供の居場所を探したい (子育てひろば、子供食堂 など)
- ② 子育てをサポートしてほしい (一時預かり など)
- ③ 子供の勉強をみてほしい (学習支援、地域未来塾 など)
- ④ お金のサポートを受けたい (各種手当・貸付制度 など)
- ⑤ 仕事を探したい (東京しごとセンター など)
- ⑥ 相談したい (子供家庭支援センター など)



※ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/koho/ouenbook.html>

コラム⑦

「子どもの成長支援事業」(江戸川区)

～“輝く子どもの未来に向けて”江戸川区の取り組み～

- 江戸川区ではいわゆる「子どもの貧困対策」への支援を「子どもの成長支援事業」という言い方をします。これは区として取り組む事業を「貧困」という後ろ向きではなく、子ども自身のもつ「育ち」を応援する事業として、前向きな支援と考えるからです。
- 平成27年11月より、庁内検討会議を実施。子どもの置かれている実態を把握するため、職員や民生委員等、子どもの支援者に「子どもの状況」を調査し(平成27年)、平成28年には「子どもの食」についての調査も行いました。
- これを受けて平成28年度より、子ども家庭支援センターを中心とする支援体制の構築を行い、学習支援事業等への取り組みを始め、平成29年度からは子どもの居場所事業も行っています。
- さらに区内には14か所(H30.2末)の子ども食堂があり「えどがわっ子食堂ネットワーク」として連携も始めています。
- これらの「成長支援事業」を通じて、地域、民間団体、企業、行政等、みんなで子どもの「育ち」を応援しています。

【主な取組】

- ・ 5事業8種類の学習支援事業の実施
- 「べんきょう応援サイト」による周知
- ・ 子どもの居場所事業「e-りびんぐ」
- ・ 「おうち食堂」「KODOMOごはん便」



▲子どもの居場所「e-りびんぐ」の様子

## コラム⑧

### 「OSEKKAIが子供を救う。」

～児童虐待防止運動の推進～

- 都では、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のことを「OSEKKAI」とし、気になる子供に声をかける、不安を感じている保護者に、優しく声をかけたり、相談場所を教えるといった行動を通じて、児童虐待の未然防止や早期対応に繋げる取組を推進しています。
- 児童虐待防止の普及啓発キャラクター「OSEKKAIくん」を活用し、区市町村、医療機関、学校・教育機関、警察等の関係機関と協力しながら、様々な児童虐待防止の普及啓発活動に取り組んでいます。

「OSEKKAI」って？

従来のおせっかいではなく、「OSEKKAI」。地域みんなで優しく親子を見守るという新しい言葉、新しい行動です。あなたも、ぜひ、子育て中のお母さん、お父さんに、温かいまなざしと励ましの言葉をかけてあげてください。それだけで、子供が虐待から救われることがあるのですから。



- 各種イベントやキャンペーンなどに、ぜひ「OSEKKAIくん」をお呼びください！
- 東京OSEKKAI化計画ホームページ  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/index.html>



## コラム⑨

### 養育家庭体験発表会

～あなたも養育家庭になりませんか？毎年、体験発表会を開催！～

- 都内には、親の病気や虐待など、様々な事情により、親元で暮らせない子供が約4,000人います。そのような子供を、自らの家庭に迎え入れ育てているのが「里親」です。
- 「里親」の中でも、養子縁組を目的とせずに、一定期間、子供を育てている家庭を、東京都では、養育家庭と呼び、一人でも多くの子供が養育家庭のもとで育つよう支援しています。
- この制度をより多くの方に知っていただくため、10月、11月の里親月間を中心に、都内各地（52か所）で、養育家庭体験発表会を開催しています。
- 発表会では、里子を育てていくうえでの喜びや苦労についてのエピソードの他、会場により、養育家庭で育った元里子からのお話も聞くことができます。



▲養育家庭体験発表会のチラシ

## コラム⑩

### ひとり親家庭等で育つ子どもの学習支援事業（豊島区）

～まなび舎「エール」～

- ひとり親家庭等で育つ子どもに対し、学習面・生活面の支援を行うことで、学力の向上、自己肯定感の助長・社会性の習得等の促進を目指しています。
- 教室型と訪問型の二種類あり、教室型は中学生を対象に、訪問型は家庭内不調等のある要支援家庭を対象にしています。
- 現在、NPO法人に事業を委託しており、大学生等のボランティア学習指導員が基礎的な学力向上を図るための個別学習指導を行っています。指導員は休憩時間も交流に努め、信頼関係を築きながら進路、将来の希望等への助言、不安・悩みの相談対応を行っています。軽食の提供もあります。
- 保護者に向けては、ひとり親相談員と連携し高校進学についての説明会を開催。今後必要な教育費、使える支援の紹介をしています。個別に適宜連絡を取り生活支援も行っています。
- 通常は週一回の開催ですが、教室型では夏期講習、冬期講習、入試直前対策、調理実習なども取り入れています。
- 「不登校気味だった子がエールには進んで行くので驚いている」という保護者からの嬉しい声も伺っています。



教室型学習支援の様子